

医療法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

◎医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医療に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法等）</p> <p>第一条の九の二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。）第三条の二第一項第一号ハの規定により内科又は外科と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせるに当たつては、当該事項又は当該事項のうち異なる複数の区分に属する事項とを組み合わせることができる。この場合において、同一の区分に属する事項同士を組み合わせることはできない。</p> <p>2 前項の規定は、令第三条の二第一項第一号ニ(2)の規定により同号ニ(1)に掲げる診療科名と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせる場合について準用する。</p> <p>第一条の九の三 令第三条の二第一項第一号ハ(1)に規定する厚生労働省令で定める人体の部位、器官、臓器若しくは組織又はこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能は、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳又は脂質代謝とする。</p> <p>2 令第三条の二第一項第一号ハ(2)に規定する厚生労働省令で定める患者の性別又は年齢を示す名称は、周産期、新生児、児童、思春期、老</p>	

年又は高齢者とする。

3| 令第三条の二第一項第一号ハ(3)に規定する厚生労働省令で定める医学的処置は、漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア又はペインクリニックとする。

4| 令第三条の二第一項第一号ハ(4)に規定する厚生労働省令で定める疾病又は病態は、性感感染症又はがんとする。

第一条の九の四 令第三条の二第一項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせたものとする。

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成
外科	心療

2| 令第三条の二第一項第一号ニ(2)に規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせたものとする。

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年又は高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、

	気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、 気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小 腸、大腸、肝臓、胆のう、脾臓、心臓又は脳
産婦人科	男性、小児又は児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道 、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、 気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸 、大腸、肝臓、胆のう、脾臓又は心臓
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、 腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大 腸、肝臓、胆のう、脾臓又は心臓

(歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法)

第一条の九の五 第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第一項
第二号口の規定により歯科と同号口(1)及び(2)に定める事項とを組み合
わせる場合について準用する。

第一条の十四 (略)

2・3 (略)

4 前項の者が、令第四条第一項の規定により都道府県知事に届け出な
ければならない事項は、第一項第一号、第二号、第四号、第六号、第
十四号及び第十五号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項につい
ては、前項ただし書に規定するときに係るものに限る。)並びに第二
項各号に掲げる事項(病院に係るものに限る。)とする。

5～9 (略)

第一条の十四 (略)

2・3 (略)

4 前項の者が、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以
下「令」という。)第四条第一項の規定により都道府県知事に届け出
なければならずない事項は、第一項第一号、第二号、第四号、第六号、
第十四号及び第十五号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項につ
いては、前項ただし書に規定するときに係るものに限る。)並びに第
二項各号に掲げる事項(病院に係るものに限る。)とする。

5～9 (略)

第六条の四 特定機能病院は、その診療科名中に内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科及び放射線科（令第三条の二第一項第一号ハ又は二(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を、同号ハの規定による脳神経外科及び整形外科、歯科（同項第二号ロの規定により歯科と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）並びに法第六条の六第一項の規定による診療科名（同項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた診療科名に限る。）のうち十以上の診療科名を含むものとする。

第二十条 法第二十一条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。

- 一 (略)
- 二 手術室は、診療科名中に外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを有しなければならない。

三〇六 (略)

- 七 エックス線装置は、内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には、これを設けなければならない。

第六条の四 特定機能病院は、その診療科名中に内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚泌尿器科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科及び法第六条の六第一項の規定による診療科名のうち十以上の診療科名を含むものとする。

第二十条 法第二十一条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。

- 一 (略)
- 二 手術室は、診療科名中に外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを有しなければならない。

三〇六 (略)

- 七 エックス線装置は、内科、心療内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には、これを設けなければならない。

第四十三条の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（令第三条の二第一項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「二・一メートル」と、第十九条第一項第一号及び第三号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第四号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

第四十三条の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院（特定機能病院を除く。）であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「二・一メートル」と、第十九条第一項第一号及び第三号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第四号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

【附則第二条関係】

◎児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）抄

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（職員） 第七十三条（略） 2 重症心身障害児施設の長及び医師は、内科、精神科、<u>医療法施行令</u> （昭和二十三年政令第三百二十六号）<u>第三条の二第一項第一号ハ及び</u> ニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、 小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経 験を有する医師でなければならない。</p>	<p>（職員） 第七十三条（略） 2 重症心身障害児施設の長及び医師は、内科、精神科、<u>神経科</u>、小児 科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を 有する医師でなければならない。</p>

【附則第三条関係】

◎覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（覚せい剤施用機関等の指定基準）</p> <p>第一条 覚せい剤取締法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定基準は、左の通りとする。</p> <p>一 覚せい剤施用機関にあつては、精神科若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ</p> <p>（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻いんこう科の診療を行う病院若しくは診療所であつて診療上覚せい剤の施用が特に必要と認められるものであること。</p> <p>二（略）</p>	<p>（覚せい剤施用機関等の指定基準）</p> <p>第一条 覚せい剤取締法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定基準は、左の通りとする。</p> <p>一 覚せい剤施用機関にあつては、精神科若しくは神経科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻いんこう科の診療を行う病院若しくは診療所であつて診療上覚せい剤の施用が特に必要と認められるものであること。</p> <p>二（略）</p>

【附則第四条関係】

◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（指定届出機関の指定の基準）</p> <p>第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。</p>		<p>（指定届出機関の指定の基準）</p> <p>第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。</p>	
四	一～三	四	一～三
<p>性器クラミジア感染症、性器ヘルペス</p>	<p>診療科名中に産婦人科若しくは産科若しくは婦人科、医療法施行令（昭和二十三</p>	<p>性器クラミジア感染症、性器ヘルペス</p>	<p>診療科名中に産婦人科若しくは産科若しくは婦人科、性病科又は泌尿器科若しくは</p>

2

(略)

五	スウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症
(略)	年政令第三百二十六号) 第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を含む病院又は診療所

2

(略)

五	スウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症
(略)	は皮膚科若しくは皮膚泌尿器科を含む病院又は診療所